

福岡県特定事業主行動計画

令和7年7月

福岡県知事
福岡県議会議長
福岡県選挙管理委員会
福岡県代表監査委員
福岡県人事委員会
福岡県企業管理者
福岡県各海区漁業調整委員会

はじめに ～ 福岡県特定事業主行動計画の策定に当たって

本県では、次代を担う子どもたちを健やかに生み育てる環境の形成に社会全体で取り組んでいくことを目的として制定された「次世代育成支援対策推進法」（平成 15 年法律第 120 号）に基づき、「福岡県特定事業主行動計画」を策定し、職場全体で子育てに関する認識を高め、支え合い安心して子育てができる職場づくりを進めてきました。

また、自らの意思によって職業生活を営み、又は営もうとする全ての女性がその個性と能力を十分に発揮して活躍できる社会づくりを目的とした「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」（平成 27 年法律第 64 号）に基づき、福岡県特定事業主行動計画の取組として、女性職員の活躍推進にも全庁的に取り組んでいます。

こうした取組により、令和 3 年度から令和 7 年度を実施期間とする計画の目標の多くを令和 6 年度までに達成しました。また、令和 7 年 3 月には、県全体で幅広いこども施策を総合的に推進するため、令和 7 年度を初年度とする「福岡県こども計画」を策定しました。こうした状況を踏まえ、実施中の計画を改定し、令和 7 年度から令和 11 年度までの計画を策定することとしました。

これまでの取組を継続しつつ、新たな取組を実行することで、職員全員がやりがいを感じながら、それぞれの能力を十分に発揮し、仕事と生活の調和を実現できる、働きやすい県庁の実現を目指します。そして、特定事業主として、地域の一般事業主の模範となり、県内のあらゆる分野で女性が活躍できる社会の実現にも貢献していきます。

本県では、SDGs（持続可能な開発目標）の推進を図っているところです。本計画に基づく取組は、SDGs の「目標 5. ジェンダー平等を達成し、すべての女性及び女児のエンパワーメントを行う」、「目標 8. 包摂的かつ持続可能な経済成長及びすべての人々の完全かつ生産的な雇用と働きがいのある人間らしい雇用（ディーセント・ワーク）を促進する」の実現に資するものです。



目 次

1	計画期間	1
2	対象職員	1
3	基本的な考え方	2
4	前計画の評価	3
5	取り組むべき課題	2 1
6	計画目標	2 2
7	具体的な取組内容	2 2
	(1) 女性職員の活躍推進	2 2
	① 女性職員の積極的な登用	2 2
	② 優秀な人材の確保及び計画的な人材育成	2 2
	③ 人事管理面での配慮	2 3
	④ 管理職のマネジメント能力の向上	2 3
	⑤ 職員の意識の醸成	2 4
	(2) 全ての職員が働きやすい職場づくり	2 4
	① 働き方改革の推進	2 4
	② 仕事と子育ての両立ができる職場環境づくり	2 5
	③ 男性職員の仕事と子育ての両立支援	2 7
	④ あらゆるハラスメントの防止	2 8
	⑤ 会計年度任用職員等の任用・勤務条件等の確保	2 9
8	推進体制	2 9
9	その他	
	【資料1】本県の状況について	3 0
	【資料2】職員アンケート調査の結果	3 9